

平成 2 3 年 9 月 1 3 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書  
( 第 3 回 定 例 会 )

廿 日 市 市

## 第5回廿日市市議会議案説明書目次

|        |                                                         |    |
|--------|---------------------------------------------------------|----|
| 報告第13号 | 専決処分事項の報告について                                           | 1  |
| 報告第14号 | 専決処分事項の報告について                                           | 3  |
| 議案第50号 | 廿日市市景観条例                                                | 5  |
| 議案第51号 | 廿日市市税条例等の一部を改正する条例                                      | 9  |
| 議案第52号 | 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例                                   | 11 |
| 議案第53号 | 廿日市市公民館条例の一部を改正する条例                                     | 13 |
| 議案第54号 | 廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並び<br>に生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改<br>正する条例 | 17 |
| 議案第55号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正<br>する条例                           | 19 |
| 議案第56号 | 廿日市市スポーツ振興審議会条例の一部を改正<br>する条例                           | 21 |
| 議案第57号 | 廿日市市民放テレビ放送共同受信施設整備事業<br>分担金徴収条例を廃止する条例                 | 23 |
| 議案第62号 | 公の施設の指定管理者の指定について                                       | 25 |
| 議案第63号 | 財産の取得について                                               | 27 |
| 議案第64号 | 廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の<br>同意について                         | 29 |

(報告第 13 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成 22 年議案第 71 号により契約を締結することについて議決を得た大野地域防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

| 現 請 負 金 額    | 変 更 請 負 金 額  | 増 加 額       |
|--------------|--------------|-------------|
| 283,500,000円 | 294,523,950円 | 11,023,950円 |

3 専決処分年月日

平成 23 年 8 月 26 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の 100 分の 5 を超えない変更契約を締結すること。



(報告第 1 4 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

## 1 専決処分した理由

平成 2 3 年 2 月 2 8 日、〇〇〇〇が所有する小型乗用自動車を同人の妻が運転して、廿日市市原字国実地内（市道国実縦線路上）を進行中、交差点を左折する際に道路端の農業用水路の鉄蓋が跳ね上がり、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

## 2 専決処分の内容

損害賠償額 1 1 2, 6 0 2 円

## 3 専決処分年月日

平成 2 3 年 7 月 2 7 日

## 4 根拠法令

### (1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### (2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

## 5 参照法令

### 国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 5 0 号)

## 廿日市市景観条例

(都 市 計 画 課)

### 1 制定の理由

市民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観の保全及び創造を図り、快適なまちづくりと活力ある地域づくりに資するため、景観法の規定に基づく必要な事項及び本市の景観形成に関し基本となる事項等を定めようとするものである。

### 2 条例の内容

#### (1) 目的・定義

条例の目的及び条例の中で用いる用語の意義について規定する。

#### (2) 責務

市、事業者及び市民の責務について規定する。

#### (3) 国等に対する協力の要請

市長は、景観形成に関して必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

#### (4) 景観計画の策定

ア 市長は、景観法第 8 条第 1 項の規定により景観計画を定める。

イ 景観計画には、景観形成に関する方針その他必要な事項を定めるものとする。

#### (5) 景観計画の策定等の手続

景観計画を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### (6) 景観重点区域

ア 市長は、景観計画区域内において、景観形成に関する施策が特に必要と認める区域を景観重点区域として指定することができる。

イ 景観重点区域を指定するときは、行為の制限に関する事項、方針その他必要な事項を別に定めるものとする。

(7) 届出対象行為等

- ア 景観法に規定されている行為のほか、景観法の規定に基づき、景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為を定める。
- イ アに掲げる行為の届出に関し必要な事項を定める。
- ウ 景観法の規定に基づく届出に添付すべき図書を定める。
- エ 景観計画区域内における撤去の届出について定める。

(8) 届出を要しない行為

- ア 景観法の規定に基づく届出の適用除外行為を定める。
- イ (7)のエの撤去について、届出を要しない行為を定める。

(9) 事前協議

- ア 景観法又は条例の規定に基づく届出をしようとする者は、あらかじめ、市長に協議を求めることができる。
- イ 市長は、協議を求めた者に対し、規則で定める事項を速やかに通知するものとする。

(10) 助言又は指導

- 市長は、必要があると認めるときは、景観計画に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、助言し、又は指導することができる。

(11) 勧告の手続等

- ア 市長は、景観計画に定められた制限に適合しない行為を届け出た者に対し勧告をしようとするときは、あらかじめ廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- イ 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- ウ 公表しようとするときは、勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提出する機会を与えなければならない。
- エ 公表しようとするときは、あらかじめ廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(12) 特定届出対象行為

景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しない場合、当該制限に適合させるよう変更命令等を行うことができる行為を定める。

(13) 変更命令等の手続

市長は、景観法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき、又は原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(14) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定

ア 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするとき、又はその指定を解除しようとするときは、あらかじめ廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。

イ 景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、規則で定める事項を告示する。

(15) 廿日市市景観審議会

市の景観形成に関する重要な事項について審議を行わせるなどのため、附属機関として廿日市市景観審議会を設置する。

(16) 表彰

市長は、景観形成の促進に特に寄与した市民又は事業者を表彰することができる。

(17) 支援

市長は、景観形成を推進する市民又は事業者に対し、必要があると認めるときは、支援をすることができる。

3 施行期日

公布の日。ただし、(6)から(8)まで及び(11)から(14)までについては、平成24年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

#### 景観法

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

- ② 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- ⑦ 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

- (11) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

(議案第 5 1 号)

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税に係る寄附金税額控除の見直しを次のとおり行う。

ア 寄附金税額控除の適用下限額を次のとおり引き下げる。

| 現 行        | 改 正 案      |
|------------|------------|
| 5, 0 0 0 円 | 2, 0 0 0 円 |

イ 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととする。

(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間 1, 5 0 0 頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行うとともに、その適用期限を平成 2 7 年度まで延長する。

(3) 個人の市民税に係る平成 2 1 年 1 月 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例を 2 年延長する。

(4) 個人の市民税に関する非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を 2 年延長し、平成 2 7 年 1 月 1 日とする。

(5) 過料の見直しを次のとおり行う。

ア 次の過料の上限額を 3 万円から 1 0 万円に引き上げる。

|                           |
|---------------------------|
| 市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料     |
| 市民税に係る不申告に関する過料           |
| 退職所得申告書の不提出に関する過料         |
| 固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料   |
| 固定資産に係る不申告に関する過料          |
| 軽自動車税に係る不申告等に関する過料        |
| 鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料     |
| 特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料 |

イ 次の過料に係る規定を設ける。

|                     |
|---------------------|
| たばこ税に係る不申告に関する過料    |
| 鉱産税に係る不申告に関する過料     |
| 特別土地保有税に係る不申告に関する過料 |

(6) その他必要な規定の整理を行う。

## 2 施行期日

- (1) (2) から (5) まで以外の改正規定 公布の日
- (2) 1 の (6) のうち高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う用語等の整理に係る改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成 23 年 10 月 20 日）
- (3) 1 の (5) の改正規定 公布の日から起算して 2 月を経過した日
- (4) 1 の (1) の改正規定及び 1 の (6) のうち租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整理に係る改正規定 平成 24 年 1 月 1 日
- (5) 1 の (2) の改正規定 平成 25 年 1 月 1 日

## 3 根拠法令

### 地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 5 2 号)

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり都市計画税に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地に係る都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (3) 自動車安全運転センターが所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (5) 港湾法に規定する港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、国の補助等を受けて港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋について、都市計画税の課税標準を取得後 1 0 年度間は、国際戦略港湾において取得されたものにあつてはその価格の 2 分の 1 とし、一定の国際拠点港湾において取得されたものにあつてはその価格の 3 分の 2 とする特例措置を講じる。
- (6) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

- (1) 1 の(1)から(4)まで及び(6)の改正規定 公布の日
- (2) 1 の(5)の改正規定 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

### 3 根拠法令

議案第51号説明書に同じ。

(議案第 5 3 号)

廿日市市公民館条例の一部を改正する条例

(自治振興課)

1 改正の理由

廿日市市公民館（以下「公民館」という。）の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 指定管理者制度の導入に伴い、指定の手續、管理の基準等を次のように定める。

ア 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書等を添付して教育委員会に提出しなければならない。

イ 指定管理者の指定

教育委員会は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる事項等を基準として申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定する。

- (ア) 事業計画書の内容が、公民館の利用者の平等な利用を確保できるものであること。

- (イ) 事業計画書の内容が、公民館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること。

- (ウ) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

ウ 開館時間

午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

エ 休館日

次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に関館の全部若しくは一部を休館し、又は休館日に公民館の全部若しくは一部を開館することができる。

(7) 国民の祝日に関する法律第2条に規定する日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日まで（アに掲げる日を除く。）

オ 指定管理者が行う業務

指定管理者は、公民館の利用の許可に関する業務、維持管理に関する業務等を行う。

カ 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日

(2) 準備行為

指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

### 4 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- ④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。



(議案第 5 4 号)

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の  
清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

(環 境 政 策 課)

1 提案の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部が改正され、一般廃棄物熱回収施設設置者の認定及び認定の更新に係る事務を本市が処理することに伴い、当該事務に係る手数料の額を次のとおり定めようとするものである。

| 事 務 の 種 類           | 単位  | 手 数 料       |
|---------------------|-----|-------------|
| 一般廃棄物熱回収施設設置者の認定    | 1 件 | 3 万 3,000 円 |
| 一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の更新 | 1 件 | 2 万円        |
| 認定証の再交付             | 1 件 | 2,000 円     |

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下省略)



(議案第 55 号)

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(社 会 課)

1 提案の要旨

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を加えるものである。

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

3 根拠法令

災害弔慰金の支給等に関する法律

第 3 条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。



(議案第 5 6 号)

廿日市市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

スポーツ振興法の全部が改正され、条例で引用している同法の題名がスポーツ基本法に改められたことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

スポーツ基本法

第 3 1 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。



(議案第 57 号)

廿日市市民放テレビ放送共同受信施設整備事業分担金徴収条例を廃止する条例

(情報推進課)

1 提案の要旨

山間地等地形的条件等による民放テレビの難視聴の解消を図る目的で市が実施する民放テレビ放送共同受信施設整備事業について、今後の整備計画がないことから、当該整備事業の実施に係る分担金の徴収が見込まれないため、廿日市市民放テレビ放送共同受信施設整備事業分担金徴収条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)



(議案第 6 2 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(住 宅 営 繕 課)

1 提案の要旨

公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

2 指定の内容

(1) 公の施設の名称

廿日市市営住宅及び共同施設

廿日市市定住促進住宅及び共同施設

廿日市市特定公共賃貸住宅

廿日市市福祉住宅

(2) 指定管理者となる団体の名称

広島市中区南千田東町 4 番 3 2 号

株式会社 第一ビルサービス

代表取締役 杉 川 聡

(3) 指定の期間

平成 2 4 年 4 月 1 日から

平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



(議案第 6 3 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

大野消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 水槽付消防ポンプ自動車

数 量 1 台

3 取得価格 30, 660, 000 円

4 相 手 方 広島市中区舟入南三丁目 1 3 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長 田 豊

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



(議案第 6 4 号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 近藤昌宏委員は、平成 2 3 年 9 月 3 0 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

近 藤 昌 宏 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 浦 紀 幸

上 村 脩 三

近 藤 昌 宏

山 本 正 博

山 田 延 弘

2 根拠法令

地方税法

第 4 2 3 条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。